

## 会 議 録

会議名	相模原市米軍基地返還促進等市民協議会 令和4年度 理事会
事務局	基地対策課 電話042 - 769 - 8207(直通)
開催日時	令和4年8月8日(月) 午前10時30分から午前11時57分まで
役員数	29人
事務局	6人(市長公室長、基地対策・中山間地域対策担当部長、 基地対策課長他3人)
会議次第	議 題 1 本年度の要請について 2 視察・調査等について

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 議題

#### 1 議題(1)本年度の要請について

事務局から説明の後、原案のとおり承認された。

##### 【主な意見】

○ヘリコプターについては、低周波や騒音が発生しているにもかかわらず、ジェット機騒音に対する国の施策と比較すると、施策が手薄い印象がある。住民の方からはお困りの声が寄せられる。市のヘリコプター騒音対策としての進捗状況は。

平成 10 年代からはキャンプ座間、平成 24、25 年頃から補給廠のヘリコプター騒音が目立つようになってきた。市からの騒音対策についての申入れに対し、国からは、しっかりと米側に伝えると回答をもらっている。市は、平成 18 年度に勝坂に、平成 30 年度に相模原駅に騒音記録計を設置し、具体的なデータをもって国に要請をしている。

○勝坂では、訓練は行われなくともヘリコプターの往来が激しく、騒音も激しい。数年前にはヘリコプターの引き起こした風で物損事故も起こっているようだ。事故当時から時間が経ってデータも出ている中で、何か具体的な対応策は示されているのだろうか。

要請書(案)の中でヘリコプターの恒常的訓練施設を日本政府の責任で米側に提供することや、それが実現するまでの間、飛行活動の低減等を求めている。

○毎年要請していることは承知している。成果は上がっているという認識か。

騒音記録を見ると、平成 28 年比では騒音測定回数、苦情ともに減っている。

○相模原市内で飛行が確認されるオスプレイについては、最近では米空軍所属のオスプレイが多いように思える。前文の表現に具体的な所属・機種を反映してはいかがか。

オスプレイが飛行する都度、当該機が空軍、海軍、海兵隊どの軍に属しているのか確認がとれていないため、所属は記載していない。

○オスプレイの本市南区上空での転換モードでの飛行禁止を要請で申し入れては、日米地位協定の規定に反している。

オスプレイに関する日米合意では、基地からどの程度まで転換モードでの飛行ができるのか判然としていない。市民の方からも目撃情報をいただいているため、今後、対応について厚木基地周辺自治体とも協議していきたい。

○オスプレイの飛行については、国からの情報提供が一切なくなる等後退している印象。事前の情報提供を求める記載を追記すべきでは。

厚木基地周辺自治体と協議するとともに、引き続き国に情報提供を求めていく。

○住宅防音工事について、市として、国にその助成内容をもっと周知してもらいたいということであれば、その旨要請に加えるべき。賃貸住宅に住んでいる市民の方で、コロナ禍のリモートワーク環境で、防音工事を必要としている方々も多くいるが、工事がなされていない住宅もあり、オーナーへの周知が必要である。

南関東防衛局が不動産業界に対して周知するという話もあるので、注視していきたい。

○相模原スポーツ・レクリエーションパーク内には、米軍仕様の消火栓がむき出しのままあり、囲わないと危険と考える。安全対策をしてほしい。

囲うことで消火栓としての役割を果たせるか確認する必要があるが、安全な公園になるよう取り組んでいく。

○米軍相模原住宅地区周辺において米軍車両による交通事故が多く発生している。米軍車両の通行時間帯を制限したり、通勤ルートを変更する等の対策を採るような対策も必要。

要請項目に、交通事故についての項目も上げている。米軍では、新たに赴任した軍構成員については、交通安全研修を実施し、日本の交通ルールを学ぶ機会を設けているとのこと。通勤ルートの変更を求めることについては、通行の実態等を踏まえ、今後検討したい。

○騒音度調査を実施する前に地元自治体と協議するよう求めたらよいのでは。

現時点では調査を実施するという段階。調査後、住宅防音工事助成対象区域の見直しを行うのであれば、地元に対し、説明をしっかりと実施してもらおうよう取り組んでいく。

○要請書（案）の「住宅防音工事助成対象区域の拡大」の項目の中で、「騒音状況の実態に即した適時・適切な区域の見直しを行うこと」としているが、その直後のなお書きでは「見直しを行う場合には」としており、整理する必要があると考える。

○当該ゴルフ場では、早朝から芝刈りや薬剤散布を実施しており、近隣住民の迷惑となっている。

米軍に伝達する。

○ゴルフ場の防球ネットについて、建築基準法で定められた基準以上の暴風が想定される場合、ネット支柱は耐えられるのか。倒れないよう採り得る対策はあるか。

建築基準法に則った設計と聞いているが、基準以上の暴風に耐えられるかについては、国の確認と回答待ちである。防球ネットは構造上、降ろせると聞いている。

○ゴルフボールの飛び出しについて、ロストボールの申告の有無で市が報道提供をするかしないかの判断が左右されることに違和感がある。

ロストボールの申告はないものの、キャンプ座間ゴルフ場からの飛び出しが強く疑われるボールについては、報道発表等の取扱いを今後南関東防衛局とよく調整していく。

○(会長)ゴルフボールがキャンプ座間から飛び出したものであるかどうかを判別するために、キャンプ座間内の使用するゴルフボールをすべて統一してもらう等、何か採り得る措置があると考えている。

○北側外周道路の整備に向けた状況はいかがか。

平成 25 年返還合意済みであるが、道路用地整備には、フェンス整備のみならず、地元の下承が必要である。地元の方々との用地の相談がすべて済んでいる状況ではないが、着手できる部分から着手していく。

○共同使用区域 35 ヘクタール部分の返還に向けた動きはいかがか。桜を 60 本植樹しているが、こういったことを積み重ねて返還に結び付けていくのか。

また、共同使用区域 10 ヘクタール部分の相模原スポーツ・レクリエーションパークは大変にぎわっているが、最終的にいつ完成となるのか。

相模原スポーツ・レクリエーションパークは、令和 6 年度に全て完成予定。野積場は、現在米軍優先での共同使用であり、今後も返還を求めていく。25 ヘクタール部分への桜の植樹について、追加の予定はないと聞いているが、継続的に行いたい希望があれば米軍に伝え、一緒に検討することも可能と思う。

○横浜線に沿った返還 4 事案の一つである道路用地の返還について進捗状況は。

国・米軍に継続して求めているが、現状、進捗はない。

○相模原スポーツ・レクリエーションパークに存するトイレは、有事の際、即時撤去の対象なのか。

トイレは堅固な建物なので、撤去の対象とならないよう調整し、協議済みである。

○(会長)スポーツ・レクリエーションパークから 25 ヘクタール部分へのボールの飛び出しが発生しており、現在、米軍とボール飛び出し防止のためのフェンスの設置について協議をしているところ。

○緊急時における国民保護について、この要請書(案)には「最近の北朝鮮問題等」との記載があるが、昨今では、ロシアのウクライナに対する武力攻撃、台湾をめぐる米中緊張など、脅威は東アジアで緊張が増している。北朝鮮のみではない。

また、土地利用規制法について、要請書(案)には記載がないが、当該法案は、市民の生命・財産権を脅かすものであり、今回の要請書に組み入れる内容では。

土地利用規制法については、具体的な対象施設や地元自治体に対して求められる対応も明らかになっていないため、状況を注視していきたい。

○一部返還地について、本来は返還の際、米軍により更地にしてから返還すべき。

日米地位協定上は、米側に原状回復義務はなく、現在、市は残留建造物等について撤去するよう、財務省に求めている。

## 2 議題(2)視察・調査等について

事務局から説明の後、原案のとおり承認された。

主な意見：特になし。

以 上